

## 家庭的保育事業等運営規程

事業所名 家庭的保育事業 松本秀子

## 1 事業の目的及び運営の方針

## (1) 事業の目的

- ・子どもの最善の利益のために、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して児童の福祉を積極的に推進し保育に取り組む。
- ・産休・育児明けの子育て親子を受け入れ支援する。

## (2) 運営の方針

- ・保育運営にあたっては、児童福祉法に基づき内容を十分理解し遵守するとともに、常に改善を目指していく。
- ・明るくて、衛生的な環境において、心身ともに健全な成長を支援する。
- ・保護者とのコミュニケーションを十分取りながら、信頼関係を築く。
- ・落ち着いた温もりのある雰囲気の中で、一人一人を受け止めながら、健康で明るく過ごせる環境にする。

## 2 提供する保育の内容

- ・家庭的な雰囲気の中、子ども達はきょうだいのような関係を体験しながら共に成長させる。
- ・少人数なので、子ども一人一人に目が行き届き、それぞれの発達や性格、興味や関心、個性に応じた保育を行う。
- ・いつも同じ保育者が保育することで、子どもが安心して過ごすことができる。
- ・保護者の方と緊密な信頼関係を築く。
- ・公園での遊びや散歩を通して体力作りを行う。

## 3 職員の職種、員数及び職務の内容

職員数 10 名

職種・職務の内容等については、別紙「職員一覧表」のとおり

## 4 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

提供を行う日	
提供を行う時間	・ 保育標準時間認定に係る保育時間 7時30分 から17時50分まで
	・ 保育短時間認定に係る保育時間 9時00分 から17時00分まで
提供を行わない日	日曜日・祝日・12月29日～翌年1月3日

## 5 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

費用の種類(名称)	理由(徴収の目的)	金額
日本スポーツ振興センター共済掛金	万が一の怪我等に備えて共済掛金に加入	250円

## 6 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

区分等	3号認定子ども	
	0歳児	1・2歳児
利用定員	1名	4名
	合計 5名	
事業所内保育事業におけるその他の乳幼児の定員	0名	0名
	合計 0名	

## 7 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項

### 並びに利用に当たっての留意事項

- (1) 当事業者は、子ども子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に該当するものとして支給認定(保育認定)を受けた乳幼児の利用について、北九州市が行う利用の調整及び、要請に対し「北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」第41条により、できる限り協力する。
- (2) 当事業者は、北九州市が行う利用調整の結果に基づき、保育の提供を開始する。
- (3) 当事業所の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用乳幼児の保護者とその内容を確認し、利用契約書を交わす。
- (4) 本事業所は、以下の場合には、保育の提供を終了する。
  - ① 当該支給認定に係る満3歳未満の小学校就学前子どもが、支給認定の有効期間内に、法第十九条第1項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
  - ② 保護者が「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の5各号に定める事由のいずれかに該当しなくなったとき
  - ③ 当事業所における保育を希望しなくなったとき。
- (5) 当事業者以外の保育所等の利用を希望する場合は、居住地を管轄する福祉事務所長に対し、「保育利用先変更申請書兼利用調整申込書」を提出する。

## 8 緊急時等における対応方法

- (1) 当事業所の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者又は嘱託医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 保育の提供により事故が発生した場合は、保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- (3) 当事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- (4) 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

## 9 非常災害対策

- (1) 非常災害に備えて、必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等の種類ごとに避難計画等を作成し、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

## 10 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 当事業所は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

## 11 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

- (1) 保険加入
  - ・賠償責任保険
  - ・傷害保険
  - ・日本スポーツ振興センター共済掛金
- (2) 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項
  - ① 利用乳幼児の世帯に関する情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用する。
  - ② 当事業所の職員は、業務上知り得た利用乳幼児及び支給認定保護者の秘密を保持する。職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。
- (1) 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項
  - ① 利用乳幼児の世帯に関する情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用する。
  - ② 当事業所の職員は、業務上知り得た利用乳児及び支給認定保護者の秘密を保持する。職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

付則 この規定は平成27年4月から施行する。  
付則 この変更規定は平成29年4月から施行する。  
付則 この変更規定は平成30年4月から施行する。  
付則 この変更規定は令和2年4月から施行する。  
付則 この変更規定は令和3年4月から施行する。  
付則 この変更規定は令和4年4月から施行する。  
付則 この変更規定は令和5年4月から施行する。  
付則 この変更規定は令和8年4月から施行する。

## 変更規定内容一覧

- 平成29年4月
  - ・ 職員7名より9名に変更
  - ・ 日本スポーツ保険加入
- 平成30年4月
  - ・ 職員9名より8名に変更
- 令和2年4月
  - ・ 職員8名から10名に変更
- 令和3年4月
  - ・ 11 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項 変更
    - (1) 保険の加入について
      - ① 加入保険の種類
        - ・ 賠償責任保険
        - ・ 傷害保険
      - ② 保険の内容
        - ・ 学校契約団体傷害保険のご案内 生産物賠償責任保険
        - ・ 施設所有管理者賠償責任保険 有り
      - ③ 保障金額
        - 添付・障害保険証券（写） 賠償責任保険証券（写）
    - (2) 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項
      - ① 利用乳幼児の世帯に関する情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用する。
      - ② 当事業所の職員は、業務上知り得た利用乳幼児及び支給認定保護者の秘密を保持する。職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。  
↓
  - (1) 当事業所は、「北九州市家庭的保育事業の設備及び運営の基準に関する条例」とその他法令の定める基準を遵守するものとする。  
別紙「北九州市家庭的保育事業等の認可に関する審査基準」のとおり
- 令和4年4月
  - ・ 職員10名から12名に変更
- 令和5年4月
  - ・ 職員12名から11名に変更
  - ・ 7 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項  
並びに利用に当たっての留意事項
  - ② 保護者が「子ども子育て支援法施行規則」第1条の5各号に定める事由に該当しなくなったとき。  
↓
  - ② 保護者が「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の5各号に定める事由のいずれかに該当しなくなったとき
- ・ 11 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項 変更  
↓
- (1) 保険加入
  - ・ 賠償責任保険
  - ・ 傷害保険
  - ・ 日本スポーツ振興センター共済掛金
- (2) 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項
  - ③ 利用乳幼児の世帯に関する情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用する。
  - ④ 当事業所の職員は、業務上知り得た利用乳幼児及び支給認定保護者の秘密を保持する。職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。
- (2) 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項
  - ① 利用乳幼児の世帯に関する情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用する。
  - ② 当事業所の職員は、業務上知り得た利用乳幼児及び支給認定保護者の秘密を保持する。職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。